

〔文献紹介〕

田中實・山田昭著『信託法』

雨宮孝子

I. はじめに

信託法学会が設立されてからすでに12年が経過し、民法、英米法、商法の狭間にあって特殊扱いされていた信託法という学問領域も、その地位がようやく社会的に認識されはじめている。英国がその源流⁽¹⁾と言われている信託制度は、わが国では、土地の有効利用の一手段としての土地信託や、高齢化社会に対応した社会保障の一翼をになう年金信託、学術研究助成、奨学金支給、国際交流、自然環境保護など公益活動を展開する主体としての公益信託など、様々な型で利用されている。さらには財テクブームを反映して利殖としての金銭信託等の利用も多く、平成元年3月末日現在で信託銀行が受託している信託財産総額は171兆5358億円にも達するなど信託制度は社会に大きく根をはり、それに寄せられる期待も大きいものがある。

大学における信託法の講座も、信託協会の寄附講座⁽²⁾が昭和62年から慶応義塾大学で、その他日本大学や創価大学でも信託法の講座が開講され、東京大学ではゼミで信託法を取上げているときく。私事であるが、14年前にカリキュラムの都合で一時中断していた明治学院大学の信託法の講座も2年前から再開された。

このように信託制度は様々なニーズに応じて社会に根をはりつつあるのだが、この制度の応用場面はもっと広がる可能性がある。このような状況の中、一般の人にも理解できる信託法入門書や教科書がほとんどなく、信託理論の基礎的な解説書の出現が望まれていた。本書は、信託法の基礎理論と実務の二方面から扱い、信託法のわかりやすい概説書となっており、信託法入門書や教科書(20回から25回の講義が可能)としての機能を十分に有している。

本書は、総論と各論の大きく二つの部分にわかれ、総論では、信託の基礎理論の概説を、信託法の第一人者であられる駿河台大学田中實教授が、各論は、各種の信託のやや詳しい説明——いわば実務の解説で、安田信託銀行で長年実務に携わってこられた創価大学山田昭教授が分担する型をとっており、使える学術書となっている。

II. 本書の構成

前述した通り、本書は、I 総論とII各論の二つの部分から成り、その具体的な目次は次の通りである。

プロローグ——信託の観念と信託法の体系

I 総論

- 1 信託制度の歴史的形成
- 2 信託の意義と種類
- 3 信託の成立
- 4 信託財産
- 5 信託の効力
- 6 信託の承継と終了
- 7 公益信託

II 各論

- 1 営業信託と信託銀行
- 2 金銭の信託
- 3 貸付信託
- 4 財形信託
- 5 年金信託
- 6 証券投資信託
- 7 有価証券信託
- 8 担保附社債信託
- 9 金銭債権の信託
- 10 動産・不動産信託
- 11 福祉・公益の信託

エピローグ——信託銀行の併營業務

III. 本書の具体的内容の概説

本書は、前述したように、I 総論では、信託制度の歴史からはじまり、信託法の基礎理論の概説を行い、II各論では、実務での各種の信託の説明がなされているが、特にIの総論の部分を中心に内容を簡単に紹介する。

文 献 紹 介

1 信託制度の歴史的形成

ここでは、まず信託がイギリスの伝統的的制度であり、その起源は中世のユース (use) であることが述べられている。このユースの制度は、13世紀前半、イギリスに布教に来た聖フランシス教団への信者達の寄進に大規模に利用された。というのも、聖フランシス教団は「貧困の誓い (Oath of Poverty)」を教義とし、自から財産を所有することをしなかったために、信者達は教団に直接寄附することができず、市や村に財産を譲渡し、教団のためにその財産を管理・運営する目的を指示してユースを利用したのである。その他ユースは、封建的負担の回避のためや、戦争で負けた場合、反逆罪により財産を没収されるのを回避するためなど消極的な財産保全のために利用されることも多かったようである。16世紀には、封建的負担の回避——いわば脱税目的に利用されることに対抗してヘンリー8世はユースを禁止したが、その禁止条令をかいくぐる二重のユースなどのアイディアでこの事態をぬけ出し、結局はユースは復活するのだが、17世紀後半には、市民階級が台頭し、議会で封建的負担の大部分が廃止されると、主としてこの負担を逃れるために利用されたユースは意味がなくなり、妻の特有財産を設定することや、家族の特定のメンバーを受益者として家の財産を承継させるなど積極的な目的の信託設定が行われるようになり、ユースはトラストと用語が変わった。さらに近代トラストでは、信託財産が不動産から金銭や有価証券となり、利殖目的の信託利用もあらわれるようになった。この変化とともに、受託者も、これまでの地域の名士 (個人) が無償で引き受けていたものから財産管理の専門家が有償で信託財産を管理・運用するという型にかわり、さらにアメリカに移入されたトラストでは、営業的色彩が強くなり、法人が受託者になるものへと変化し現在に至っている。

わが国でも、古くから頼母子講のような信託類似の制度はあったようだが、本格的な信託と言えば、明治時代中期にアメリカから入ってきた近代トラストで、明治38年に担保附社債信託法ができ、信託の特殊の部門の法律がまず制定され、大正11年に信託業の乱立を防ぐために、その取締規定である信託業法と信託の基本法たる信託法が制定されたという経緯がある。

2 信託の意義と種類

本節では、信託の定義が信託法第1条に従って説明されている。つまり信託とは、ある人 (委託者) から他の人 (受託者) に対して移転その他の処分のなされた財産 (信託財産) を一定の目的に従って受託者が管理処分することで、信託の定義の重要な点は、

(1)目的財産の移転と、(2)その財産に対する一定目的の管理の二点であるとする。

信託の特質は、この二つの部分から成り、目的財産の移転は、いわば物権的効力をもつと言え、一定目的に従って財産を管理するというのは、一種の管理義務ととらえられ、債権的効力をもつととらえることができる。つまり、信託は、民法の原理に合わせて考えれば、委託者から受託者に目的財産の権利を移し、受託者名義のもとに一定目的の管理をさせる債務を負わせるものとみられる。この考え方が「債権説」で、古くからの多数説である。

これに対し、「四宮説」は、イギリスの伝統的制度である信託の特質に鑑みて、民法上の物権・債権の俊別に必ずしもこだわらない理論づけをしている。つまり、信託設定によって財産の名義は受託者になるが、それは財産の管理をしてもらうため、受託者は名義と管理権を取得するだけであって完全権を取得するわけではない。また信託財産は、すべての関係当事者から独立した信託目的による拘束を受けることにより、内部的統一と独立性が与えられ、併せて受益者の権利は、独立性を有する信託財産に対する給付請求権すなわち債権を有するとともに、信託財産に対する物的権利でもあるとする。この信託財産の独立性に重点を置く「四宮説」は、通説とは、受託者の信託違反の法的性質や受益権の性質など信託の本質にかかわる問題について、その理論構成や結論が異なる。⁽³⁾本書の筆者である田中教授は、信託違反の性質や受益権の性質についてさらに異なる考えをもっているので、この点については、該当箇所の説明する。

3 信託の成立

信託を設定する当事者の行為は、「信託行為」と呼ばれ、信託法上は、契約・遺言で認められる(信託法第1条、第2条)。生前の単独行為——信託宣言を認めるかどうかは重要な問題であり、信託宣言——すなわち委託者自身を受託者にして信託を設定できるかについて学説は否定説、肯定説にわかれる。否定説は信託法第1条の「……他人ヲシテ……」という規定が委託者以外という意味にとれること、自己の財産を信託財産にすることにより、債権者を害するおそれがあること(執行免脱のおそれ)等いくつかの理由をあげ、この説が多数説となっている。これに対し、肯定説は信託法第1条が「……他人ヲシテ……」と規定し、主体が二つないところまよりに書いてあるが通常は他人を受託者とするからそれを示したにすぎないし、受益者からみて他人なら良いとする考えもある。債権者を害するおそれがあるからといっても別に「詐害信託取消」の規定(信託法第12条)があるのだからこれで救済できる。社会生活上必要があり、弊害もな

文献紹介

ければ認めて良いとする⁽⁵⁾。なお、信託法改正試案では、積極的に明文の規定を入れることが提案されている⁽⁶⁾。

ところでこの節では、信託を理解するには次のことを念頭に置かなければならないと指摘している。

信託の設定は、通常、委託者の意思にもとづき受託者がこれを受諾するという構成をとる。この関係を民法の契約の一種——財産管理委託契約——であるかのように理解されているが、本質的には、信託は一般の契約とその性質を異にする。信託の源流とも言うべきイギリスの信託法は、コモンローの領域に入る契約法とは別の体系であるエクイティの領域に発展してきたことを考えてもそういえる。契約法の多くの規定が任意法規であるのに対し、信託法の多くの規定は強行法規に属するものである。たとえば信託違反に関する規定では通常の債務不履行とは異なる取扱いがなされたり、信託終了に関しても、受託者の辞任や解任や新受託者の選任など特殊な手続きが定められており（信託法第42条以下）、一般の契約解除とは異なる扱いになっている。信託のこのような特質は、信託の本質を考える上で考慮しなければならない点であり、本書では、この考え方に、信託違反の性質や受益権の性質などの理論的解釈をする上で、大きな意味をもたせている。

4 信託財産

信託財産は、信託設定の対象となった財産で、形式的な名義は受託者に帰属するとされていても、財産的ないし経済的価値そのものに対する支配権はなく、実質的には、その財産管理から生ずる利益は、すべて受益者の計算に帰する。ドイツではこういう場合、受託者の個人的財産とは異なり、特別な目的のために存在するという意味で「特別財産」(Sondervermögen)あるいは「目的財産」(Zweckvermögen)とする。イギリス法では、これについて何人も自由な処分権を有しないという意味で「何人にも帰属しない財産」(Nobody's property)と言われている。つまり、信託財産は独立に存在するのであり⁽⁷⁾、信託財産の独立性を維持するために、財産権の公示方法や、受託者の個人財産とは明確に区別する分別管理原則など多くの特別規定が設けられている。

5 信託の効力

この節では、信託財産の管理者としての受託者の義務と、信託財産の実質的権利者である受益者の権利義務という信託の最も中心的な部分がとり上げられている。

受託者は、まず基本的に信託行為の具体的内容に応じて、信託目的を実現するために信託財産を管理する義務を負っている（信託法第1条、第4条）。これと同時に、信託法には基本的な義務を実現するために、各種の義務が定められている。

まず、受託者は、信託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって信託事務を処理しなければならない（信託法第20条）。信託財産の名義は受託者に帰属していても、実質的には他人の信頼にもとづいて他人のために管理しなければならないのである。その意味で、いわゆる自己の財産におけると同一の注意義務では足りず、善管注意義務が要求されている。

また、受託者は、委託者（受益者）の信頼を受けて信託財産の管理をするのであるから、その信頼に応えるべく、むやみに代りの者を使ってはならないとする直接管理義務（信託法第26条）や受託者の義務履行を確保するため信託財産との間に利害相反する取引行為を行ってはならないとする誠実義務（信託法第22条）が規定されている。また信託財産の独立性を維持し、受益者を保護するために受託者の固有財産や他の信託財産と区別して管理すべきという分別管理義務（信託法第28条）も課せられている。

ところで受託者が管理の失当によって、信託財産に損失を生ぜしめたとき（信託法第27条前段）、受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分したとき（信託法第27条後段、第31条）、受託者が、信託財産につき分別管理義務に違反したとき（信託法第29条）、以上三つの場合の信託違反について、信託法は、損失の填補、信託財産の復旧、処分行為の取消を認めており、民法上の債務不履行や不法行為が、基本的には金銭賠償によって処理されている（民法第415条、第417条、第722条）のとやや異なる規定になっているのが注目される。

このような特殊な規定が置かれている信託違反の法的性質に関して、いくつかの学説の対立がある。信託の法律関係を一種の債権関係とみる、いわゆる「債権説」では、信託上の財産権は完全に受託者に移転し、信託目的に従って管理すべき受託者の義務は民法上の債務と同様に考えられ、その義務違反も民法の債務不履行と考える。これに対し、財産権の完全移転を疑問とする「非債権説」の立場からは、信託財産の不法処分の点については物権侵害の要素をもつ不法行為であるとする考え方もある。従来の通説は、「債権説」に対応する債務不履行説であったが、最近では信託財産の本質から信託違反の性質を考える「四宮説」が新しく出て有力となっている。「四宮説」は、信託違反を受託者個人の信託財産および受益者に対する責任と考え、単なる債務不履行でも、不法行為でもなく、両性質を併せもっていると説く。その根拠として、信託財産の独立性を

文献紹介

重視し、法主体性を認めること、受益者の他に委託者やその相続人、他の受託者など賠償請求権者が多様に認められていることは、受託者の責任が単一でないことを示している点、賠償責任が「損失の填補」と「原状の回復」の両方を認め、民法上の債務不履行や不法行為が「金銭賠償」を原則とする点とは異なること、特に信託違反は、受託者の受益者に対する信認関係を破るものであり、それゆえ原状回復が認められていること等をあげ、債務不履行及び不法行為責任の両性質を有するものと説明する。これに対し、本書の筆者である「田中説」は、イギリス法では民事上の違法行為（Civil Wrong or Private Wrong）には、債務不履行（Breach of Contract）と不法行為（Tort）に並び第三の型として信託違反（Breach of Trust）がある点を指摘し、民法上の債務不履行と不法行為をあわせたものとして説明しても無理であること、信託違反の本質は、失われた信頼を回復するために原状回復（この根底には道義的責任がある）をする点にあり、現実に損害を生じた以上は、賠償責任が認められると考えられ、この点は四宮説と一致するが、信託違反の基礎的理解としては、信頼関係を破ったことに対する道義的、人格的責任を強調する。但し、本書では残念ながら田中説の本質的部分が紙面の都合であろうか省略されてしまっている。

この節では、受益権の性質についても触れているが、受益権の性質をどうとらえるかはまさに信託の本質をどうとらえるかの問題であり、きわめて重要な点である。ここでも学説は大きく「債権説」と「債権説」への批判としての「非債権説」にわかれ、「非債権説」の中に「四宮説」、「田中説」などが含まれる。「債権説」は、まず受託者側から見れば、受託者が信託財産に対する完全権を有し、受益者のためにこれを管理処分する債務を有し、受益者側から見れば、受益者は受託者に対し信託財産から一定の収益を受け、信託の終了の場合、信託財産の返還を受くべきことを請求する債権を有するとする。これに対し先に述べた信託違反に関する信託法第31条の規定にも見られるように、信託の本旨に反して信託財産を処分した場合、受益者がその行為を取り消せるというのは、受益者の権利が単なる債権ではなく物権に近いものを暗示するということで「非債権説」が出現した。なかでも、たびたび説明したように信託財産の独立性を強調し、そこに法主体性を認める「四宮説」は、受益権は、実質的には信託財産に対する債権であり、またそれを基本としつつ信託財産に対する物的相関関係を有する物的権利と考える。さらに「田中説」は、受益権を民法上の債権か物権かで割り切るのは困難であるという前提に立ち、受益権を一つの財産権とし、その財産権を、管理権能と収益支配権能の二つに機能的に分解し、信託財産の名義を有する受託者に管理権能が、受益者には収

益支配権能が帰属すると考える。財産権の基本ともいふべき収益支配権能は受益権として受益者にあり、それゆえ、受益者には、受託者の信託財産の管理をチェックする権限が認められ、収益に対する課税も受益者に向けられるのも当然だと指摘する（所得税法第13条第1項第1号、2号）。

前述した通り受益権の本質をどうとらえるかは、信託の本質をどう考えるかと同一であり、信託制度の意義、信託法の各条文の趣旨、実際の運用など色々な角度から検討されなければならないことである。本書ではこの部分をもう少し詳しく説明してほしかったと感じた。

6 信託の承継と終了

この節では、受託者が死亡、破産、禁治産、準禁治産、法人の解散、辞任、資格喪失、解任などで欠けた場合、新受託者の選任や補充を行う相対的終了の場合と、信託目的の達成、または達成不能、信託の解除など信託そのものが終了する絶対的終了の場合を扱っている。

7 公益信託

6節までは一部をのぞき基本的には私益信託に関する記述であったが、本節では、信託法第66条以下に規定のある「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル」公益信託を取り上げている。公益信託は、委託者（財産の出捐者）が、学術の振興、育英、福祉、環境保全、国際交流などの公益目的のために財産を信託譲渡し、受託者は一定の公益目的に従って管理運営することによって公益活動を行う主体である。私財を提供して一定の公益目的を実現する制度としての民法第34条にもとづく財団法人とその社会的機能はほぼ同一である。

公益信託は、大正11年の信託法制定当時から条文に入っていたが、実際に公益信託が設立されたのは昭和52年の外務省所管と建設省所管の2件がわが国ではじめてのもので、その後10年以上を経過し、平成元年3月末現在では、信託銀行が受託しているもの257件、その他個人や共同募金会が受託したものが8件余あり、信託財産残高も約132億円となりようやく社会に根をはるようになった。

本節では、公益信託と財団法人につきその社会的な機能はほぼ同一であるが、民法第34条と信託法第66条の条文を比べると、前者が「……公益に^レ関スル^ル社団又ハ財団……」と規定するのに対し後者は「……公益ヲ目的トスル^ル信託……」となっており、民法が公

文 献 紹 介

益に関する法人というようにやや漠然と規定しているのに対し、信託法は明瞭に公益を目的とする信託としている点に大きな違いがあると指摘する。

活動内容としては、公益信託の方が、法人のように事務所を設置する必要がないために経費が少なく済み、比較的小規模の基金で奨学事業等を行うものが多いが、平成元年7月には、熊本県が委託者となり、21億円を出捐して、熊本県のまちづくりと国際化のための助成事業を行う「公益信託くまもと21ファンド」が設立されるなど必ずしも基金が少ないものだけが公益信託になるとは限らない。最も大きな違いは、わが国に現在ある約1万2000の財団法人のほとんどが、研修事業や研究所運営、美術館の公開など自から事業を行う事業型のものが多く、研究助成や奨学事業、国際交流助成、福祉助成など助成型の財団法人は約一割程度と推測できるのに対し公益信託はすべて助成型で、これまで事業型の公益信託は設立されていない点だと思う。

なお公益信託は、私益信託と異なり、受託者の辞任は、やむことを得ない場合に限り、しかも主務官庁の許可を得なければならないとされ、辞任が拘束される点、一般の信託が裁判所の監督に服しているのに対し、公益信託はそれぞれの主務官庁の監督に服している点、公益信託の受益者は、不特定多数の公衆が対象となり、公益信託の運営上、一時的に受益者が特定することはあるが、私益信託の受益権とは異なり、譲渡や相続などの対象にはならない点にも差異がみられる。⁽⁸⁾

IV. 読後感

総論の各節の要旨は以上の通りであり、IIの各論の部分は、信託制度の応用編あるいは実務編と言うべきもので各節の要旨を書いても意味がないと思われるので、あえて避けさせていただいた。一点だけ指摘させてもらえば、年金信託の部分の記述が大変いいねいになされており、その内容もわかりやすく、各年金信託の違いをよく理解できた。

本書は、全体を通して、信託制度の基礎理論からその応用と実務までを網羅しており、今まで信託をわけのわからないもの、英米法がわからなければ理解できないものと思って敬遠していた人々にとっては、格好の入門書あるいは教科書である。平易な文章、実務とも結びついた理論、アップツーデイトな例の取上げ方などどれをとってもコンパクトによくまとまっている。本書を読んで信託に一段と親近感を持った者も多いと思われる。

欲を言わせてもらえば、信託の本質論に関する学説の対立について、もう少し具体的な問題ごとに詳しく論じてほしかったと思う。おそらく原稿枚数の制限があったため

に、やむを得ず削られたのだと思うが、総論の部分と各論の部分のバランスを考えると、もっと総論の部分が多くてもよかったのではないかと思う。このように感じるのも、今日、信託制度は、前述した通り、利殖のための信託だけでなく、土地信託や公益信託など社会的に影響のある応用が広く行われているが、その場合に税制度との問題点が多く生じており、信託の本質について税務当局の理解が不足しているためのトラブルもあり、さらに信託制度を社会に拡げていくためにも信託の本質論を解明する多くの研究が今後なされる必要があると痛感しているからである。

- (1) 英国が信託の源流と言われているが、このところ、いつ頃から信託制度が発生したのかを7, 8世紀の英国の遺言書などから見つけ出そうとする小平敦他「信託の原像を求めて(1)~(5)」(「信託」所収)や、信託制度は英国人だけの独創品ではないだろうという前提のもとでわが国の歴史上にあらわれた信託類似の事例研究を行うという米倉明「信託法のわが国における素地(1)」(「信託」159号)やイスラム法のワクフが英国の信託に影響を与えたのではないかとする大島俊之「信託の起源はイスラム法？」(「信託」159号)などの興味深い研究がなされている。
- (2) 信託協会では創立60周年記念事業の一つとして、昭和62年より5年間の予定で、慶応義塾大学に信託法講座(講師・田中實駿河台大学教授・慶応義塾大学名誉教授)を寄付している。
- (3) 四宮和夫『信託法(新版)』(法律学全集33—II)(有斐閣、平成元年9月発行)81頁には、四宮説が信託財産に重心を置く解釈論的構成をとるため、通説の債権説とは、多くの点で理解の仕方や結論を異にするとし、その具体例として21の項目をあげている。
- (4) たとえば、多くの人から寄附を募る募金型の公益信託では、各寄附者と信託行為をなすのではなく、受託者が一たん寄附を受け入れ、一括した基金を受託者が以後公益信託として引き受ける信託宣言を認める方が、各寄附者と公益信託の受託者との関係を説明しやすいということが考えられる。
- (5) 四宮・前掲書84頁~85頁では、立法者が排除しようとした信託宣言に属さないものは別として、一般的な信託宣言を解釈上承認すべきかは問題であるとする。「現行法上例えば不動産について信託宣言を登記する方法は認められておらず、また一般の信託宣言が随伴する弊害(特に財産隠匿ないし執行免脱に対する防禦措置を欠く現行法のもとでは、承認を断念するほかないのではなからうか。)

文 献 紹 介

- (6) 信託法改正試案については信託法研究 10 号参照。
- (7) 四宮説は、この点を強調する。
- (8) 実務上では「受給者」という用語を使う。

(松蔭女子短期大学助教授)

[田中實・山田昭著『信託法』学陽書房(平成元年5月発行) B 6 版 277 頁,
定価 2,575 円(税込み)]

